

さいたま市監査委員告示第14号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年1月6日付けさいたま市監査委員告示第1号で公表した工事監査の結果に基づき、さいたま市長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和5年4月6日

さいたま市監査委員	大	内	美	幸
同	工	藤	道	弘
同	江	原	大	輔
同	渋	谷	佳	孝

指摘事項等措置報告書

都市局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[工事] みどり公園推進部 見沼田圃政策推進課 ・(仮称) 三崎広場園路整備外工事</p> <p>四阿及び浄化槽の建築基準法に基づく く手続において、工事に着手する前に建 築主事への計画通知がなされていない ことから、同法第18条第2項に基づ き、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>1回目の工期延長の手続において、室 長の決裁により、工事記録による工期延 長が決定されているが、受注者から工期 延長請求書の提出がなされておらず、か つ、部長の決裁を受けていないことか ら、さいたま市事務専決規程第3条及び さいたま市建設工事請負契約基準約款 第22条に基づき、適正な事務処理を行 うべきである。</p> <p>高さが2m以上の開口部付近での作 業において、墜落による労働者の危険を 防止するための措置を行っておらず、労 働者に危険を及ぼすおそれがあること から、労働安全衛生規則第519条に基 づき、受注者を指導・監督すべきである。</p>	<p>今後につきましては、建築基準法に基づく 手続において、工事に着手する前に建築主事 への計画通知を提出するよう、「建築基準法」 を遵守し、適正な事務処理を行います。</p> <p>今後につきましては、工期延長の際に受注 者から工期延長請求書を提出してもらい、部 長の決裁を受けるよう、「さいたま市事務専決 規程」及び「さいたま市建設工事請負契約基準 約款」を遵守し、適正な事務処理を行います。</p> <p>今後につきましては、高さが2m以上の開 口部付近での作業において、労働安全衛生規 則第519条に基づく墜落による労働者の危 険を防止するための措置を行うように、受注 者への指導・監督に努めます。</p>

指摘事項等措置報告書

都市局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[工事] みどり公園推進部 見沼田圃政策推進課 ・(仮称) 三崎広場防火水槽設置外工事</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく手続において、工事に着手する前に市長への通知がなされていないことから、同法第11条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>高さが2m以上の開口部付近での作業において、墜落による労働者の危険を防止するための措置を行っておらず、労働者に危険を及ぼすおそれがあることから、労働安全衛生規則第519条に基づき、受注者を指導・監督すべきである。</p> <p>みどり公園推進部 南部公園整備課 ・与野中央公園複合遊具再設置工事</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく手続において、工事に着手する前に市長への通知がなされていないことから、同法第11条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>今後につきましては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく手続において、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を遵守し、適正な事務処理を行います。</p> <p>今後につきましては、高さが2m以上の開口部付近での作業において、労働安全衛生規則第519条に基づく墜落による労働者の危険を防止するための措置を行うように、受注者への指導・監督に努めます。</p> <p>今後につきましては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく手続において、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を遵守し、適正な事務処理を行います。</p>

指摘事項等措置報告書

見沼区役所

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[施設修繕] 区民生活部 七里支所 ・七里支所 引込柱・コンセントボックス劣化による修繕</p> <p>契約方法において、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に規定される随意契約のうち、同項第5号に基づく緊急修繕を適用し執行しているが、修繕対象物の状況は、経年劣化が見られるものの、市民生活や周辺の交通などに被害を及ぼす状態には至っておらず、緊急修繕により契約を締結する理由が無いことから、同項第5号の趣旨を踏まえた適正な契約事務を行うべきである。</p>	<p>今後の契約方法におきましては、修繕業務の内容に応じ、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に規定される随意契約の定義に基づき、適正な契約事務を行ってまいります。</p>